

社内検定認定制度

1.概要

- 社内検定認定制度は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第50条の2及び第51条に基づき、**事業主又は事業主団体等が、その雇用する労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、労働者が有する職業に必要な知識及び技能について、その程度を自ら検定する事業（すなわち社内検定）のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するもの。**

2.効果

- 認定を受けた社内検定は、**「厚生労働省認定」の表示をすることができる。**
- 厚生労働大臣は、認定した社内検定の名称、対象職種の名義、事業主の名義・所在地を厚生労働省のホームページにて公示する。

〔認定の基準〕

- 検定が、直接営利を目的とするものでないこと
- 学科試験及び実技試験で行われ、客観的かつ公正な基準に基づくものであること
- 労働者の社会的評価の向上に資すると認められるものであること
等

〔認定実績〕

- **113職種（令和5年10月11日現在）**

〔対象者〕

- 事業主（事業主団体等の場合は、その構成員である事業主に雇用される労働者（事業主団体等の場合は、その構成員である一人親方等も可）。
- ※ 来年度より、雇用される労働者以外の者も対象とする拡充を行う予定。

* 「職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準（平成28年3月28日厚生労働省告示第98号）」